

○静岡県内水面漁業調整規則

制	定	昭和39年 6月 5日規則第39号
改	正	昭和45年12月25日規則第88号
		昭和47年 2月18日規則第 2号
		昭和50年11月14日規則第72号
		昭和58年 6月11日規則第35号
		昭和61年 2月25日規則第 4号
		平成 6年 9月26日規則第56号
		平成 6年12月16日規則第70号
		平成 9年 1月28日規則第 4号
		平成12年 3月24日規則第 7号
		平成13年 3月23日規則第12号
		平成13年 9月28日規則第65号
		平成15年 9月 5日規則第54号
		平成18年 4月11日規則第40号
		平成18年12月19日規則第68号

静岡県内水面漁業調整規則をここに制定する。

静岡県内水面漁業調整規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
 - 第2章 水産動植物の採捕の許可（第5条－第22条）
 - 第3章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等（第23条－第33条）
 - 第4章 罰則（第34条－第37条）
- 附則

（一部改正〔平成18年規則40号〕）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号)及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)その他漁業に関する法令とあいまって静岡県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規則は、漁業法第8条第3項に規定する内水面に適用する。

（代表者の届出）

第3条 漁業法第5条第1項の規定による代表者の届出は、様式第1号による。

（漁業権等に関する申請書の様式）

第4条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 漁業法第8条第6項の規定による認可の申請書 様式第2号
- (2) 漁業法第10条の規定による免許の申請書 様式第3号
- (3) 漁業法第129条第1項又は第3項の規定による認可の申請書 様式第4号

（一部改正〔平成13年規則12号〕）

第2章 水産動植物の採捕の許可

（水産動植物の採捕の許可）

第5条 次の各号に掲げる漁具又は漁法によつて水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいてする場合及び漁業法第129条の遊漁規則に基づいてする場合は、この限りでない。

- (1) まき網
- (2) ひき網
- (3) 瀬張網
- (4) す建網
- (5) 投網

- (6) 四つ手網
 - (7) うげ
 - (8) うげはえなわ
 - (9) せぎうげ
 - (10) あゆ掛釣(あゆ友釣りを除く。)
 - (11) やな
 - (12) う飼漁法
 - (13) 芝づけ漁法
 - (14) 追込網
 - (15) 刺網
- (一部改正〔昭和50年規則72号〕)

(許可の申請)

第6条 前条の規定による許可(以下単に「採捕の許可」という。)を受けようとする者は、申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。

(許可の有効期間)

第7条 採捕の許可の有効期間は、3年とする。

2 知事は漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見を聞いて、前項の期間より短い期間を定めることがある。

(許可証の交付)

第8条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に許可証(様式第6号)を交付する。

(許可証の携帯義務)

第9条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物の採捕をするときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

2 許可証の書換申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者は、前項の規定にかかわらず知事が証明した許可証の写を携帯しなければならない。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく前項の許可証の写を返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第10条 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可の制限又は条件)

第11条 知事は、漁業調整上又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、採捕の許可をするに当り、当該許可に制限又は条件を付けることがある。

(許可の内容に違反する採捕の禁止)

第12条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容(採捕の種類(当該漁具又は漁法による水産動植物の採捕を魚種等により区分したものをいう。以下同じ。)、採捕区域及び採捕期間をいう。以下同じ。)に違反して水産動植物の採捕をしてはならない。

(許可の内容の変更の許可)

第13条 採捕の許可を受けた者が採捕の許可の内容を変更しようとするときは、様式第7号による申請書を提出して知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合には、第6条第2項の規定を準用する。

(許可証の書換え交付の申請)

第14条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項(採捕の許可の内容たる事項を除く。)に変更を生じたときは、すみやかに、様式第8号による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第15条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときはすみやかに、その理由を附して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第16条 知事は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書換えて交付し、又は再交付する。

(1) 第13条の許可をしたとき。

(2) 第14条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

(3) 第21条第1項の規定により採捕の許可につき、その内容を変更し又は制限若しくは条件を付したとき。

(許可証の返納)

第17条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することが出来ないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 採捕の許可を受けた者が死亡し又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によつて設立した法人又は清算人が前2項の手続きをしなければならない。

(許可をしない場合)

第18条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、採捕の許可をしない。

(1) 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者である場合

(2) 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合

2 知事は、前項第1号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行うものとする。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第1項第2号の規定により採捕の許可をしないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

(一部改正〔平成6年規則56号〕)

(許可の取消し)

第19条 知事は、採捕の許可を受けた者が前条第1項第1号の規定に該当することになったときは、その許可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行うものとする。

(一部改正〔平成6年規則56号〕)

第20条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6箇月間又は引続き1箇年間、その許可に係る漁具又は漁法による水産動植物の採捕をしないときは、その許可を取り消すことがある。

2 採捕の許可を受けた者の責に帰すべき事由による場合を除き、次条第1項の規定に基づく処分又は漁業法第67条第1項の規定に基づく指示若しくは同条第11項の規定に基づく命令により水産動植物の採捕を停止した期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

(一部改正〔平成6年規則56号・12年7号・13年65号〕)

(漁業調整のための許可の変更、取消し又は採捕の停止等)

第21条 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、採捕の許可につきその内容を変更し、制限若しくは条件を付し、取り消し又は採捕を停止させることがある。

2 採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係るすべての採捕の許可について行なうことがある。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行うものとする。

5 第1項及び第2項の場合は、第19条第2項の規定を準用する。

(一部改正〔平成6年規則56号〕)

(許可の失効)

第22条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

(一部改正〔平成13年規則12号〕)

第3章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第23条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつてはならない。

2 知事は前項の規定に違反する場合において、水産資源の繁殖保護上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の適用を受ける者については、適用しない。

(一部改正〔昭和47年規則2号〕)

(禁止期間)

第24条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

水産動物	禁止期間
あゆ	2月1日から5月31日まで(ただし、狩野川及び興津川においては2月1日から5月19日まで)
あまご(やまめ)	11月1日から翌年2月末日まで
いわな	11月1日から翌年2月末日まで
ぼら(当オ)	1月1日から7月31日まで
おいかわ(しらはや)	11月1日から翌年2月末日まで(ただし、釣による採捕は除く。)

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し又は販売してはならない。

(一部改正〔昭和50年規則72号〕)

(全長の制限)

第25条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる全長のものは、これを採捕してはならない。

水産動物	全長
あまご(やまめ)	12センチメートル以下(ただし佐久間湖においては15センチメートル以下とする)
いわな	12センチメートル以下(〃)
にじます	12センチメートル以下(〃)
うなぎ	13センチメートル以下(ただし佐久間湖においては30センチメートル以下とする)
こい	20センチメートル以下
ふな	佐久間湖においては10センチメートル以下

2 前項の左欄に掲げる水産動物のうち、あまご(やまめ)、いわな、及びにじますの放産した卵は、これを採捕してはならない。

3 前2項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は所持し又は販売してはならない。

(一部改正〔昭和50年規則72号〕)

(漁具漁法の制限及び禁止)

第26条 次の各号に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

(1) 水中に電流を通じてする漁法

(2) 河川における替堀及び瀬干

(3) し水器又は水眼鏡を使用するあゆ掛釣漁法

(4) 灯火を使用する網漁具(口径20センチメートル以下の手網を除く。)及び灯火を使用するもり漁法(ただし佐鳴湖は除く。)

(5) 鉄砲もりを使用する漁法

(採捕の禁止区域)

第27条 次の表の左欄に掲げる河川の同表右欄に掲げる区域においては、水産動植物を採捕してはならない。

河川名	禁 止 区 域
狩野川水系 大見川	東京電力株式会社梅木えん堤の上流端から、上流へ100メートルの区域及び下流へ100メートルの区域
狩野川水系 狩野川	1 東京電力株式会社湯ヶ島えん堤の上流端から、上流へ100メートルの区域及び下流へ100メートルの区域 2 東京電力株式会社向原えん堤の上流端から、上流へ100メートルの区域及び下流へ100メートルの区域
狩野川水系 黄瀬川	新田用水えん堤の上流端から、上流へ50メートルの区域及び下流へ50メートルの区域
富士川水系 芝川	1 東京電力株式会社猪之頭えん堤の上流端から、上流へ100メートルの区域及び下流へ100メートルの区域 2 中部電力株式会社大久保えん堤の上流端から、上流へ100メートルの区域及び下流へ400メートルの区域 3 中部電力株式会社川合えん堤の上流端から、上流へ100メートルの区域及び下流へ100メートルの区域
富士川水系 富士川	四ヶ郷えん堤の上流端から、上流へ20メートルの区域及び富士川橋下流端までの区域
鮎沢川水系 鮎沢川	東京電力株式会社菅沼発電所えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域
安倍川水系 藁科川	中部電力株式会社清沢えん堤の上流端から、上流へ100メートルの区域及び下流へ100メートルの区域
安倍川水系 杉尾川	中部電力株式会社大川えん堤の上流端から、上流へ200メートルの区域及び下流へ200メートルの区域
大井川水系 大井川	1 中部電力株式会社畑薙第一えん堤の上流端から上流へ200メートルの区域及び下流端から下流へ200メートルの区域 2 中部電力株式会社畑薙第二えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ200メートルの区域 3 中部電力株式会社畑薙第二発電所の放水口から、上流へ100メートルの区域及び下流へ150メートルの区域 4 中部電力株式会社井川えん堤の上流端から上流へ200メートルの区域及び下流端から下流へ200メートルの区域 5 中部電力株式会社大井川えん堤の上流端から上流へ200メートルの区域及び下流端から下流へ200メートルの区域 6 中部電力株式会社塩郷えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域
大井川水系 寸又川	1 中部電力株式会社千頭えん堤の上流端から上流へ200メートルの区域及び下流端から下流へ200メートルの区域 2 中部電力株式会社大間えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域 3 中部電力株式会社寸又川えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域
大井川水系 大間川	中部電力株式会社大間川えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域

大井川水系 栗代川	中部電力株式会社栗代川えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域
大井川水系 笹間川	中部電力株式会社笹間川えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域
大井川水系 伊久美川	中部電力株式会社川口発電所の放水口から大井川への合流点までの区域
天竜川水系 天竜川	1 電源開発株式会社佐久間えん堤の上流端から上流へ1,000メートルの区域及び下流端から下流へ1,000メートルの区域 2 電源開発株式会社佐久間第二発電所の放水口上流端から、上流へ150メートルの区域及び下流へ250メートルの区域 3 電源開発株式会社秋葉えん堤の上流端から上流へ500メートルの区域及び下流端から下流へ200メートルの区域 4 電源開発株式会社秋葉第二発電所の放水口上流端から、上流へ100メートルの区域及び下流へ150メートルの区域 5 電源開発株式会社秋葉第一発電所の放水口上流端から、上流へ100メートルの区域及び下流へ200メートルの区域 6 電源開発株式会社新豊根発電所の放水口上流端から上流へ1,000メートルの区域及び下流端から下流へ1,000メートルの区域 7 電源開発株式会社水窪発電所の放水口上流端から上流へ150メートルの区域及び下流端から下流へ150メートルの区域 8 電源開発株式会社水窪えん堤の上流端から上流へ500メートルの区域及び下流端から下流へ500メートルの区域
天竜川水系 戸中川	電源開発株式会社有本取水えん堤の注水口上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域
天竜川水系 水窪川	1 電源開発株式会社有本取水えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域 2 電源開発株式会社水窪川蓋渠の上流端から上流へ100メートルの区域
天竜川水系 気田川	1 中部電力株式会社豊岡えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域 2 中部電力株式会社気田えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域 3 電源開発株式会社門桁取水えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域

(一部改正〔平成18年規則40号・18年規則68号〕)

(河口付近等における採捕の制限)

第28条 狩野川の永代橋上流端から河口までの区域においては、周年、あゆ、うなぎ、こい、うぐい及びかにを採捕してはならない。

2 次の表の左欄に掲げる河川の同表右欄に掲げる区域においては、10月11日から11月15日までの期間(天竜川の同表右欄に掲げる区域においては、10月1日から11月15日までの期間)は、水産動物を採捕してはならない。

河川名	禁止区域
伊東大川水系 伊東大川	通学橋の上流端から河口までの区域
河津川水系 河津川	豊泉橋の上流端から河口までの区域
稲生沢川水系 稲生沢川	本郷橋の上流端から河口までの区域

青野川水系 青野川	下賀茂日野原ポンプ小屋せきの下流端から前原橋の上流端までの区域
那賀川水系 那賀川	伏倉橋の上流端から河口までの区域
那賀川水系 岩科川	柳原橋の上流端から河口までの区域
仁科川水系 仁科川	築地橋の上流端から河口までの区域
山川水系 土肥山川	土肥山川第一砂防堤から河口までの区域
小土肥大川水系 小土肥大川	黒根橋の上流端から河口までの区域
狩野川水系 狩野川	石堂橋の上流端から永代橋の上流端までの区域
狩野川水系 柿田川	駿東郡清水町伏見字泉117番地先の湧水池から狩野川への合流点までの区域
狩野川水系 来光川	蛇ヶ橋の下流端から狩野川への合流点までの区域
富士川水系 富士川	東海道本線鉄橋の上流端から河口までの区域
興津川水系 興津川	新浦安橋の上流端から河口までの区域
安倍川水系 安倍川	安西橋の上流端から河口までの区域
瀬戸川水系 瀬戸川	朝比奈川との合流点から河口までの区域
大井川水系 大井川	富士見橋の上流端から河口までの区域
太田川水系 太田川	三ヶ野橋の上流端から豊浜橋の下流端までの区域
天竜川水系 天竜川	浜北大橋の上流端から河口までの区域
都田川水系 都田川	潜竜橋の上流端から田米寺橋の下流端までの区域

(一部改正〔平成18年規則40号・18年規則68号〕)

3 次の表の左欄に掲げる河川と同表右欄に掲げる区域においては、1月1日から3月20日までの期間は、水産動植物を採捕してはならない。

河川名	禁止区域
都田川水系 新川	弥生橋の上流端から佐鳴湖までの区域
都田川水系 段子川	朝日橋の上流端から佐鳴湖までの区域

(一部改正〔平成18年規則40号〕)

(外来魚の移植の制限)

第28条の2 次に掲げる魚種(卵を含む。以下同じ。)を移植してはならない。ただし、漁業権の対象となつている魚種を当該漁業権に係る漁場の区域に移植する場合及び移植について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)
- (2) ブルーギル

2 前項ただし書の許可(以下この条において「移植の許可」という。)を受けようとする者は、

様式第8号の2による申請書を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の申請書のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。
- 4 知事は、移植の許可をしたときは、申請者に様式第8号の3による許可証を交付する。
- 5 知事は、移植の許可をするに当たり、制限又は条件を付けることがある。
- 6 移植の許可を受けた者は、当該許可に係る移植の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
- 7 移植の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して移植してはならない。
- 8 移植の許可を受けた者が、許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 9 第2項から第5項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第4項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。
- 10 移植の許可を受けた者は、当該許可に係る移植をするときは、第4項の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

(追加〔平成9年規則4号〕)

(砂れき等の採取許可)

第29条 漁業権漁場内又は第27条又は第28条に掲げる禁漁区において砂れき、土、若しくは岩石(以下「砂れき等」という。)を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けようとする者は、申請書(様式第9号)に当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、第1項の規定により許可を受けようとする者は、漁業権を有する者が砂れき等の採取により水産資源の保護培養上通常支障がないにもかかわらず同意書を与えない等正当な理由がないのに同意書を与えない場合には、その事情を記載した書面をもつて同意書にかえることができる。
- 4 前項の場合において、第1項の規定により許可を受けようとする者が同意書にかえてその事情を記載した書面を提出したときは、知事は、当該許可申請者及び当該漁業権者から事情を聴取の上、必要と認める場合は協議を命ずることができる。
- 5 知事は、第1項の許可をしたときは、当該申請者に許可証(様式第10号)を交付する。

(増養殖用種苗の適用除外)

第30条 この規則のうち水産動植物の種類、若しくは大きさ、又は水産動植物の採捕の期間、若しくは区域又は使用する漁具、若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定(以下本条及び次条において「制限禁止規定」という。)は増養殖用種苗(種卵を含む。)の供給のための水産動植物の採捕(以下本条において「種苗採捕」という。)について知事の許可を受けた者が行なう当該種苗採捕については適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は申請書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の許可をしたときは許可証(様式第12号)を交付する。
- 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、制限又は条件を付けることがある。
- 5 第1項の許可の有効期間は1年とする。ただし、知事は漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度においてより短い期間を定めることがある。
- 6 第1項の許可を受けた者は、採捕にあたって、別に定める許可番号の表示をしなければならない。
- 7 前項の許可番号の表示は採捕の期間が終了したとき、又は第14項の規定により許可が取り消された場合は、すみやかに取除かなければならない。
- 8 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る種苗供給の終了後遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。
- 9 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して種苗採捕を行なつてはならない。
- 10 第1項の許可を受けた者が許可証に記載されている事項につき変更しようとする場合は知事の許可を受けなければならない。
- 11 第2項から第4項までの規定は前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する」とあるのは「書換えて交付する」と読み換えるものとする。

- 12 第9条の規定は第1項又は第10項の規定により許可を受けた者について準用する。
- 13 知事は当該種苗資源の保護及び有効利用を図るための措置に協力した者であつて現に当該許可を受けている者が許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて従来の許可の内容と同一の申請をしたときは他の申請に優先して許可するものとする。
- 14 知事は、第1項の許可を受けた者が、種苗資源の保護及び有効利用を図るために知事が行つた指示に違反したとき又は漁業調整若しくは水産資源の保護培養上必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。この場合は、第19条第2項の規定を準用する。

(一部改正〔平成6年規則56号〕)

(試験研究等の適用除外)

第31条 制限禁止規定は試験研究又は教育実習(以下本条において「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けたものが行なう当該試験研究については適用しない。

2 前条第2項から第4項まで及び第8項から第12項までの規定は前項の場合に準用する。この場合において第2項中「様式第11号」とあるのは「様式第13号」と、第3項中「様式第12号」とあるのは「様式第14号」と、第9項中「種苗採捕」とあるのは「試験研究等」と読み換えるものとする。

3 知事は、漁業調整その他必要があると認めるときは、第1項の許可を取り消すことがある。この場合は、第19条第2項の規定を準用する。

(一部改正〔平成6年規則56号〕)

(漁場又は漁具の標識に係る届出)

第32条 漁業法第72条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられたものは、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第33条 前条の標識の記載事項に変更を生じ若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき又は当該標識を亡失し若しくはき損したときは、遅滞なくこれを書換え又は新たに建設し若しくは設置しなければならない。

第4章 罰則

第34条 次の各号の一に該当する者は6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第5条、第12条、第23条第1項、第24条から第28条まで、第28条の2第1項若しくは第7項、第29条第1項又は第30条第9項(第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第11条、第21条第1項、第28条の2第5項(同条第9項において準用する場合を含む。)又は第30条第4項(同条第11項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

(3) 第21条第1項の規定による採捕の停止の命令に違反した者

(4) 第23条第2項の規定による命令に違反した者

2 前項の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品又は漁船若しくは漁具その他の水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

(一部改正〔昭和58年規則35号・平成9年4号〕)

第35条 第9条第1項(第30条第12項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)又は第28条の2第10項の規定に違反した者は、科料に処する。

(一部改正〔平成9年規則4号〕)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第34条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(一部改正〔平成9年規則4号〕)

第37条 第9条第3項(第30条第12項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)、第10条、

第14条、第15条、第17条第1項若しくは第2項、第28条の2第6項又は第30条第8項(第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

(一部改正〔平成6年規則56号・9年4号〕)

附 則

- 1 この規則は公布の日から施行する。
- 2 第5条第6号、同条第13号及び同条第14号に規定する漁具又は漁法により、水産動植物を採捕しようとする者は、第6条の規定に基づく申請書を昭和39年7月5日までに知事に提出するものとし、これに対する知事の処分があるまでは、第5条の規定にかかわらず従前の例による。
- 3 この規則施行前に静岡県漁業調整規則(昭和26年静岡県規則第98号)第52条及び第52条の2に基づいてした許可であつて、この規則施行の際現に効力を有するものは、この規則第30条及び第31条の規定に基づいてすることができるものに限り、同条の規定により許可したものとみなす。ただし許可の有効期間は従前の許可の残存期間とする。
- 4 この規則施行前に静岡県漁業調整規則(昭和26年静岡県規則第98号)第52条及び第52条の2に基づいて交付した許可証は、この規則第30条及び第31条の規定に基づいてすることができるものに限り、同条の規定に基づいて許可した許可証とみなす。
- 5 この規則施行前にした行為に対する静岡県漁業調整規則(昭和26年静岡県規則第98号)による罰則適用については、この規則施行後でもなお従前の例による。

附 則(昭和45年12月25日規則第88号)

この規則は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則(昭和47年2月18日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年6月24日から適用する。

附 則(昭和50年11月14日規則第72号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和58年6月11日規則第35号)

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則(昭和61年2月25日規則第4号)

- 1 この規則は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成6年9月26日規則第56号)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成6年12月16日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年1月28日規則第4号)

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則(平成12年3月24日規則第7号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月23日規則第12号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年9月28日規則第65号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成15年9月5日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年4月11日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月19日規則第68号)

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

様式第1号(その1)(第3条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則70号〕)

様式第1号(その2)(第3条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則70号〕)

様式第2号(第4条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則70号〕)

様式第3号(第4条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則70号〕)

様式第4号(第4条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則70号〕)

様式第5号(第6条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則70号〕)

様式第6号(第8条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)
(全部改正〔平成6年規則70号〕)

様式第7号(第13条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則70号〕)

様式第8号(第14条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則70号〕)

様式第8号の2(第28条の2関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)
(追加〔平成9年規則4号〕)

様式第8号の3(第28条の2関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)
(追加〔平成9年規則4号〕)

様式第9号(第29条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則70号〕)

様式第10号(第29条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)
(全部改正〔平成6年規則70号〕)

様式第11号(第30条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則70号〕)

様式第12号(第30条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)
(全部改正〔平成6年規則70号〕)

様式第13号(第31条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則70号〕)

様式第14号(第31条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)
(全部改正〔平成6年規則70号〕)